# 千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会

## 会 議 録

## 平成23年度 第4回

## 議題

- (1) 千葉産業クリーン株式会社の産業廃棄物最終処分場 (管理型) 変更計画について
- (2)株式会社ディスポーサル・プラントの産業廃棄物最終 処分場(安定型)設置計画について
- (3) その他

### 平成23年度 第4回 廃棄物処理施設設置等専門委員会 会議録

1 日 時

平成24年3月15日(木) 10:30~17:10

2 場 所

千葉県労働者福祉センター 306会議室

3 出席者

委員会:委員 5名

事務局:北田環境対策監

廃棄物指導課: 高橋課長、大竹室長、酒井副主幹、吉野副主幹、

強口副主幹、丸本主査、泉水副主査、 上田副主査、中岡主任技師、出口技師、

塚本技師、丹澤技師

資源循環推進課:岡村主査

環境政策課:高見副主査

海匝地域振興事務所:勝田副主幹

君津地域振興事務所:永嶋主幹、石井副主幹

環境研究センター:佐藤上席研究員、大石研究員

#### 4 議事

- (1) 千葉産業クリーン株式会社の産業廃棄物最終処分場(管理型)変更計画について
- (2) 株式会社ディスポーサル・プラントの産業廃棄物最終処分場(安定型)設置計画について
- (3) その他

#### 5 資 料

(1)事務局配付資料

会議次第、出席者名簿、席次表、千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会運営要領、 千葉産業クリーン(株)の産業廃棄物最終処分場(管理型)変更計画について(市町村 意見、利害関係者意見、専門委員からの意見等について)、(株)ディスポーサル・プ ラントの産業廃棄物最終処分場(安定型)設置計画について(市町村意見、利害関 係者意見、専門委員からの意見等について)

- (2) 事業者説明資料
  - ・専門委員からの意見に対する事業者回答書(千葉産業クリーン株式会社)
  - ・専門委員からの意見に対する事業者回答書(株式会社ディスポーサル・プラント)
  - ・処分場地下水等の水管理計画書(改訂版)(株式会社ディスポーサル・プラント)

・廃棄物搬入及び埋立施工に関する管理計画書(株式会社ディスポーサル・プラント)

#### 6 議事質疑等記録

(1) 千葉産業クリーン株式会社の産業廃棄物最終処分場(管理型)変更計画について

#### [事業者説明後]

委員:委員の方々から回答に対してご意見ご感想等ありましたらお願いします。

委員:5番目の悪臭濃度の測定結果及び検出下限値について私の質問はですね、ここに出ている結果が基準値といいましょうか、その検出下限値の合わせで概ね合わせた値を下限値とされていまして、本来分析はですね、それぞれ分析によって検出下限値というのは少しずつ違ってくるんですね。非常に機械的に扱われているようで、ほんとにきちんと分析をされているのかなという危惧を持ちましたので質問をしました。それから、臭気濃度の10未満というのはこれはこれで結構なんですが、いわゆる分析値が少し機械的であるかなと、それで回答を見ても文言では色々書いてあるのですが質問の趣旨としてそれぞれ分析下限値が本来違うと思うのですが、あまり変更されていないような気がしましたのでいかがかなと思いました。

それから、質問の2番目ですけれども、水質についてというところで、回答書の中にですね、ちょうど真ん中付近からただ処理後に高くなっている要因として、回転盤接触方式で処理の際の水分の気化浮遊物の除去によるイオン成分濃縮云々と書いてあるんですが、これはきちっと処理水がいくらでその時の濃度がいくらでそれで汚泥の方にそれぞれの物質がいくらいってそれで最終的に出てきた処理水の水量それから濃度、そういうものを総量と言いましょうか、計算されて解析されたんでしょうか?

例えば処理後で高くなっている要因として回転板接触方式とか水分の気化はそんなえらい処理量の変化があるぐらい気化するんでしょうか? それから凝縮沈殿処理で濃縮されたものが脱水工程からまだ出ますという事ですがそうした場合に、脱水汚泥の濃度を測られてこういった考察をされているんでしょうか?

いわゆる単に文言でこういう風に書かれているのではなくてきちっと解析された上での考察と理解してよろしいのでしょうか?そこのところを教えていただきたいと思います。

事業者: ただいまのこの処理後に高くなっているという記述にですけれども定量的にその量の計測等に基づいてやってはおりません。ですから、一応、考察という事でこういうことが考えられるんではないかということでこのように記しました。

水分の回転盤接触方式での処理の水分の気化、現場においては計測機器等が非常に稚 拙なものですので計れる状態には有りませんので……。

それから凝集沈澱処理で濃縮されたものの脱水工程での汚泥からの再溶出等が考えられます。これがメーカーさん等ですね、色々話し合いの中でも考えられるものとしてはこういうのがあるのではないかとして実証的な裏付けはされておりません。よろしいで

しょうか。

後、悪臭物質に件に関しては計量証明的にはこういう風な実際上はこういう風な表現の仕方をしておりまして、実際上は確かに3シグマとか10シグマとかとありますけれども、最初まあ計量証明書上、計量下限、検出下限という風な表現で出しており、また、官公庁等でもこれで採用されている形で出させて頂きました。

委 員:今、まずその悪臭の方の回答からですけれども、回答された方と御社(コンサルタント)で計られたという事ですか?この結果は?

事業者:私(コンサルタント)のほうで計りました。

委 員:そうしましたら、一応こういう質問をしている訳でして、計量証明を出す時に環 境計量士さんいますよね?

そういった所に確認をされて当然分析されているという元帳というのがありますから、 そういうものの確認のうえで回答して頂きたいんです。

要は、検出下限値が規制値で決まっていてそれだけ以下という表現というのは少し安 易でないかという、そういう質問なんです。どうもその計量士さんにきちっと聞かれて 回答されたものでは無いように受け止めたんですけれどもいかがなものか。

事業者:全部計量証明のデータ含めてそれから、計量証明の添付されたものについてここ に出しておりますのでそれから計量証明の環境計量士に対しても全部検証して出させて 頂きます。

委員:分かりました。あまり大きな問題ではないので追求するつもりはないのですが、 ある基準値の検出下限以下というふうにするのが一番楽なんですよね そういう姿勢が ちょっと問題かなと私は主張しているんです。この件は結構です。

それからもうひとつ、水質の問題ですけれど、これ私の質問じゃないんです。ですけども考察を書かれる時にですね、考えられることをいろいろ書かれても、本当にそうなのか、どうかという非常に怪しいんですね。こういう考察というのはだめなんですね。ようは、ここで趣旨からしますと、入ってきたものが浸出水いくらいくら入っていて、それが処理していく過程で汚泥のほうにいくらいって、それで浸出水の処理水にいくらいってそれでトータルの出入でこうだからこうだという考察をされなければいけないんです。

それを頭の中で水分の気化なんて言われると本当に入り口の処理量と出口の水量というのはそんなに影響するほど違うものなのかな? 場合によっては途中で希釈水とか入れたら場合によっては増えるかもしれませんし、なんか思いつきで書かれると非常に困るんです。そういうところを指摘しているんです。ですから、ここまで書かれるんでしたら、入り口から出口までの解析をして、それでわかるようにご説明をしていただきたい。そういう風に思います。

事業者:そのようにさせて頂きます。

**委** 員:○○委員いかがですか?

委 員:委員のおっしゃることその通りだと思いますし、私自身の指摘する所は4番の処理水と浸出水のマテリアルバランス、特に4番のところNa-C1型、こうなるのはご

く当たり前だと思いますのでこの辺も考察といいますか 4 番次に表があって、これで処理水と浸出水の等量ですか? この表現されて非常にスッキリして分かるですが、これについても単にNa-C1型ってここで見ると処理したあと例えばクロムの含有量というのは明らかに濃度としてこちらmg/Lでおよそppm単位でこれは分かるんですけど、そのほかの部分がこう処理水の方が値が大きくなったりしているので、こういうところも、ちょっと単にバランスをとるというまずはこういうベースでこういう表現法で、算出していって頂きたいんですけれども、もう少し理由がはっきり分からないにしても、常に処理水の値が高いからそういうのを常に考えて管理していって頂きたいというコメントです。以上です。

- 委員:関連した質問なんですが、例えば2012年の1月17日に処理水とか浸出水とか分析をされている訳ですけれども、通常その入り口出口みたいなものを議論する時に、ある時間だけのとなりますと、入ってくる時から出る時まで時間もかかりますし、浸出水ですから、そんなに変動も無いのかも知れませんけども、これはサンプリングの仕方としてどのようにサンプリングされたのですか?
- 事業者:入り口と出口がほとんど同じ時刻でですね同時にサンプリングしております。
- 委員:こういうものをやられる時に、入り口出口でどうなっているかという議論をする時にはやはり時間的にそれぞれ一定量ずつとってその時にその時の数量を計って、それを混合してこれを平均値として出すとかそういう工夫というのは必要なんです。そうしないと処理水がマンガンなんか高くなっている訳ですが、それが本当に高いのかどうなのか分からないんですよね。要は調査をする時に、その調査の目的が何かということをよく理解されて計らないと単に入り口出口だけの議論で全てこうだという結論を出されるのはいかがかなという風に思っております。
- 事業者:あの、サンプリングの際の代表性というか目的に対してどういう試料を取るかという試料の統計的な代表性をよく考慮してしっかりとサンプリングに当たりたいと思います。
- 委員:代表性もよろしいですけれども、少し時系列的なものも分かるようなサンプリングと分析をやったらいかがですか? 例えば1週間とかやらないと本当に一定量ずつ量も濃度も出ているのか分からないし、そういうところ含めて少し腰をすえてやったらいかがでしょうか?
- 事業者:サンプルを瞬間的なサンプルをもって分析にあたった、そのデータを出しているようにと思いますので、代表性と同時に時系列的に平均的に出せるようにその点も考慮してサンプリングしたものをデータに出すという風に以後させて頂きます。
- 委員:いくつか質問させて頂きます。質問をいくつかその場で委員方がご指摘されている様にデータの客観性がどうもしっくりこないのが基本的なところになります。

例えば、8番目の項目になるんでしょうか埋立廃棄物の経緯から今後の水質の動向についてという所について色々見させて頂きますと、説明資料の文中では産業廃棄物関係と一般廃棄物の比率が30:70という風になっているんですけれども、A3資料の方のデータを拝見させて頂くと、むしろ直近の状況でですね、産業廃棄物、一般廃棄物共に同じ

位の比率になっているという状況がはっきり見て分かる。なぜそういう事柄をしっかりと確認されて表現されないのかという所がとにかくひとつ気になる所であります。それとそのところにも関係するのですが、水質の問題ですね、No. 4 南側の水質の問題ですけれども、13 の方で地中変位による鋼矢板継目の止水の確保についてというところでしょうか、ここのところでは地下水の流動方向にある No. 4 観測井戸についての異常は認められないと断言しているんですが、たぶんご都合によってこういう事を言われてると思うんですが、データを拝見させて頂きますと間違いなく特に最近のデータから判断しますと、No. 4 のデータというのは例えば電気伝導率 E C の値あるいは塩素イオン含有量というものに明らかな増加傾向が認められるような気がするんですが、いかがでしょうか?事業者:廃棄物の一廃、産廃の比率について、たまたまこの記述の中で表現しているのは委員がおっしゃられた30:70 の比率、これ平成6年から22年こういう範囲の中で30:70という表現をしている訳で直近の埋立比率はおっしゃる通りでございます。産廃、一廃同率でございます。

委員:ですから、なぜそういうくくりを設定されてこういう事をおっしゃるんですか? 事業者:記述の中ではおっしゃる通り記入してないと申し訳なく思っておりますわけですけれども実態としてはそういう実態があるということと、なぜそうなったかという事をお話しようと思っていたのですが、もともと一般廃棄物の搬入量が市町村の事情の中で相当量多かったものが、原状では量の制限を受ける中で減ってきたと、この産廃というのは持ち込まれる産廃ではなくて自社灰の産廃がそいう状況になっていることでありまして、おっしゃられる通り埋立比率においては自社灰であろうと持込であろうと産廃・一廃とそれぞれ区分される訳ですから、最近3年4年の状況は持込量が減ることによって比率が50:50という状況になっているのも事実でございます。以上でございます。

委員:水質についてはいかがですか?

事業者:水質について最近のNo.4の観測井の増加傾向等、過去の分析値とこちらの添付されたものを見て平成18年度が(どこですか?)一番最後の4ページ目、5ページ以降ですね、No.4の観測水のデータが出ております。電気伝導の推移、平成18年が66、平成19年が68、で次に平成19年55、80くらいですね。No.4においては平成20年が70に関してアップダウンが激しいんですけれども、少なければ20とか30とか、次のページ平成21年度が31、85と、そういう傾向です。No.4について平成22年度は79から99、No.4に関しては増加傾向にあるかどうかについては判断しがたい、非常に海が近くにございまして、海水等の影響も考えられまして、そういう点については、前回の委員会で回答させて頂きましたが、そういったこの処理場以外の問題等の浸出水あるいは、観測水の測定値に外因的な要因のニュアンスで書かせて頂きましたが、その点については、この処理場あるいは、観測性そのものの値が、海が近くにあるため、そういったものが影響しているかどうかの、それを分離して考察するには難しいものがありまして、電気伝導の数字を見る限りにおいては、有る程度の範囲100以下で推移をしているということで考えております。以上です。

委 員:お考えであるのは、ご自由であると思うのですけれども、回答を拝見させていた

だく限りにおいて、事業者としての、誠意が感じられない、これだけの数値が出てきたことにおいて、なぜこの数値がでてきたのか、事業者として、自主的に究明するような姿勢を持って行うのが、基本的なところではないかと考えるのですが、こういう考え方は、事業を行うにおいては不適切ですか。

事業者:今、委員がおっしゃられたのはその通りだと思います。今後、そういう問題についても究明して対応を図る姿勢で、臨みたいと思っております。

委 員:13番目の、矢板の問題なんですが、非常に詳しく矢板の機能、防水の材料についてのご説明をいただいたのですが、矢板を打設して高圧噴射でグラウトするというのは、施工的にはどういう方法ですか?あるいは、どの範囲をどのようにしてグラウティングしているのですか?

事業者:鋼矢板を止水の岩盤に根入りするためには、岩盤が固いものですから、鋼矢板そのものをスムーズに打ち込むためには、どうしても無理がかかります。打ち込む根入れが必要なところに関しては、オーガーで削孔した上で、スムーズに打設できるように根入れするために、まず削孔致します。削孔したところは連続になって連結しておりますので、普通地盤よりは、オーガーで削孔したぶんだけ少しゆるくなっております。そんな関係でゆるくなった地盤につきましては、200キロ圧力の高圧噴射で固めてしまって、主成分はセメントなんですが、根固めを確実に行う、なおかつ、側方向噴射によって、すべての地盤を撹拌して固めるという方法を取っております。

委員:グラウトする範囲は、どういう範囲ですか?

事業者:基本的には圧力が、吐出圧力が 200kg/c ㎡ですので、それが届く範囲の圧力エネルギーの範囲までは、撹拌ができます。岩盤を撹拌することはないと考えております。

委 員:ですから、矢板を岩盤中に根入れ、多分その周辺を高圧噴射でグラウトしました という事ですけれども、根入れした部分はしっかりとグラウディングが行われているん ですか?

事業者:行われていることは、自信を持っております。

委員:どのように確認されて、そのような自信持った回答におられるのでしょうか?

事業者:グラウトを注入すると圧力が高いので、それが入らなくなりますと圧力が高い分上昇していきます。セメントミルクが……その上昇した状況のところが施工上は確認されると思っております。

委員:物理的には、当たり前の話であって、200kg/c ㎡という数値は、めちゃめちゃ高い数値ですよ。圧力の逃げ場がなくなったらやっぱり大気に向かって逃げていくのは当たり前の話であります。でも噴射されたグラウトがしっかりと意図されるような形で、ゆるんだところを固めてます、とそういう回答をもってつけあがってきた訳なんですか。事業者:そういう風に理解しております。

委員:そういうことはあり得ない。吹きあがってきたグラウトに聞いて下さい。

事業者:おっしゃられる事は、確実に改良、撹拌されたかという事どう確認したかという 事だと思うのですが、圧力管理でございますのでゆるんだところをオーガーでもんで撹 拌してやりますので……。 委員:グラウトの先端はどういう形状ですか?

事業者:先端は、吐出孔は2mmでございます。

委員: それは薬剤が出るところを保持している周辺の形状を聞いているわけです。

事業者: 先端モニターは最初横方向の噴射で、削孔の時はボールを入れる形になっている、 削孔を終わった時点で上からボールを先端閉塞しまして、下から噴射されないように横 から噴射するようなスタイルです。

委員:ですから、オーガーの削孔より下30cmでしょ、そこに矢板が入ってる訳でしょ、 モニターが横から噴射されて、(それは、回転させながら)だから、ゆるんでいるところ は根入れした部分ですから、(全体が上から掘っておりますので)それは、どういう範囲 でやってるんですかということを含めてお聞きしている訳なんですよ。

事業者:改良された範囲は、オーガーは上から下まで、全長掘っておりますので、噴射された改良は全長となっております。

委員: 30 c mの削孔されたオーガーの中にもモニターは入って行っているんですか。 事業者:特にモニターはとってはございません。圧力モニターは取っておりますけれども、 実際どのように撹拌されたかということはわかりません。

委 員:水平のモニターで、横方向に噴射する訳ですから、どこまでモニターを下げて行ったのか。

事業者: それは、水平に噴射されるので360度で回転しながら引き揚げていく。その回転して引き上げてくる時に圧力の変化等で中が充てんされたかどうか分かるようになっている。

委 員: そんな事はないですよ。モニターがついてるわけですよね。ここに削孔があるわけですよ、どこまでだから迫ってるのですか。

事業者:ロットの先端は10cmです。ロットの先端のモニターのついている位置は20cmです。噴射する位置は、カップリングがございますのでその上についてますので、20cm下まで入れています。岩盤そのものは切れません。

委 員:モニターのロットがあって、岩盤がありました、ここに削孔の表面がある訳です よね。そうするとこの上をなでてるだけの話でしょう。

事業者:ロットの先端はオーガーで揉んだ20cmよりしたまでいれて、それから噴射かけているという事です。

委 員:削孔したオーガーのあとのどこにモニターをセッティングしている訳ですか?こ こに入るわけですか。

事業者:矢板の差し込んだ外側、内側にいれて……そこにいれて……。

委員:外側内側両方にやるわけですか。

事業者:そうです。

委 員:記録はありますよね。位置決めのデータがとにかくなければおかしいわけですから、そういうデータをぜひ提出していただきたい。

事業者:噴射させてますので……。

委 員: それは分かります。(ここは入口が高い訳ですから c c p ですと問題圧以外は、外

のやつを切削する能力が無い訳ですよ。)問題は、ゆるめたところに十分な薬液がいきわたって本来の意味の止水の機能をはたしているかどうか、確認させて頂いているのです。 もう一点、矢板の変位を測定されて結果的に変化はないと言うんですが具体的に、どのような埋立のされ方をしたのでしょうか。

事業者:廃棄物の埋立ですね、これは平面的には区画を 4 ブロックに分けて埋立ててはいるんですが、各 1 段 5mですがその途中に覆土をいれて上下分けておりますが、ブロック別に分けたところを覆土をしながら 5m、順を追っているのですが、(変位は出ないんですか?)ここでの変位といいますのは、地中変位計をつけたものはやっておりません。ただ、鋼矢板のあたま、法線については、変位計を定点から側点までもっていって、変位は測定しております。各段ごとに検査したうえで盛土を積んでおりましたので埋め終わるまでは、ずっと計測を続けておりました。

委 員:鋼矢板のあたまで、それなりの変位が出てきてもおかしくわないんじゃないんで すか。

事業者:委員が言ったのは、矢板打った変位ということでしょうか、それとも埋立後の事でしょうか

委員:埋立開始からです。事後です。

事業者:これは頭の見えているコンクリートの上にポイントを落として、この当時は、光波がありませんのでトラシュト等で図って動きがあるかどうか、その程度で測量誤差というのもあるので、1mmも動かないのかといったら測定誤差の範囲かと思いますが大きな変動はないというなかで、変位は無いという回答で今回は考えております。

委員:それでは、あいまいすぎるような気がするんですよね。確かに優秀な防水剤というのを使っていますが、しかし、矢板の変位によってそこのあたりにどうしても問題は生じてくるはずです。止水性の確実さを担保とするには変位も含めてデータとして、こうなんだと言われれば、納得できる訳ですけれども、測量の誤差を言っている話で、この問題を片付けようとは、基本的に考え方に問題があるのではないかなと思うのですが……。

事業者:委員のご指摘のとおりでして、それで全て確実だと言っている訳ではございませんので……。

委員:一つ一つの事象が全く独立したものではなくて、こういう問題はいくつかの着目 すべきポイントを総合するなかにおいて一つの物事に対して結論づけていかないと話が できない訳ですよ。

事業者:今回の鋼矢板の打設についてですが基本的に根切りはしてないんです。法面の間 に打っておりまして、大きな土圧はかかっておりません。

委員:根切りしてない?

事業者:法面の1段目から打っておりますので、概要図にも断面図が書いておりますが… …。

委員:それを説明してくださいよ。

事業者:概要図のですね、前回説明させて頂きました概要図の中で、A3の10ページ、断

面図と縦断図の概要を付けておりまして、その中の下側の下の方、第1層のところにシードパイルを打っておりますが、岩盤まで入れてるのが見えると思うのですが、左の下の断面図でございます。断面図の中に掘削をした断面図がありまして一番最段の一層をきったところで鋼矢板の止水をうつときには、砂と土がある状態あるいは土を被った状態で鋼矢板が存在しております関係で土圧だけを受けるのではなく土の変位そのものについては頭だけで変位を取ることでわかるのではないかと考えております。

委員:矢板の頭は、天端と一致しているということなんですか。

事業者: あくまでも土は受けておりませんので土を残した安定した状態で打設をしております。

委員:これが埋立終了までの間変位しないというのは……。

事業者:一段の埋立が終わったら下の方は見えなくなってしまいますので、それから先の 測定はしておりません。

委員:だったらこんなこと書ける訳ないじゃないですか

事業者:1段目の鋼矢板の頭が埋め終わるまで埋立の最終上部までじゃなくて。鋼矢板の頭があるところは、最下段の5m、そのところを埋め終わるまでの間しか見えません。 それから2段目以降になりますと見えなくなってしまいますので……。(だったらこんな事書けないじゃないですか。)ですから、1段目の埋立終了までは、変位測定はしてお

りますという事です。

委員: それ以降はやってないと、分からないということですね。

事業者: それは、確かにおっしゃる通りでございます。埋め終わるまではやったのですが、 それから先は見えなくなるものですから出来ません。

委員:はい、分かりました。

委員:最後に一つお願いがあります。塩化物イオンのところです。外部の要因によって 云々というところのお話を受けましたが、外部の要因って考えるところは何ですかね。 多分潮汐の話であろうと思いますけど、そうであれは潮汐と塩化物イオンというのを確 認しながら考察をして頂きたい。単なる思い付きではちょっと内容が軽すぎる。これで、 委員会あるいは、地域住民の方々を説得させるのは、まず不可能と思われます。

そういう事も含めて、いろいろ回答頂きましたけれども、委員の方の質問にありますように、ちょっと回答が軽すぎる。データをベースとした形で、もう一度組み立てなおして頂きたい。ぜひともよろしくお願いいたします。塩化物イオンで言うならば、バックグラウンドがどれくらいなのか、その範囲に入っているのかどうかという検討も、当然あってしかるべきですね。そういう話も出てこないというのは、この委員会としては、受けられないとなりますので、ぜひとも、よろしくお願い致します。

委 員:放射性物質を含む廃棄物、7番目ですけれども、埋め方が書いてあるのですが、 ゼオライトをひかれるということですが、何センチくらいひかれるのか、それから埋立 てられる場所ですけれども、標高的には、埋立処分場の上の方と考えてよいんでしょう かね。わかりました、上の方ということで。埋立方ですが、フレコンバッグ詰めるのか、 それともそのまま埋めてシートをかけるのかどうなんでしょうか。 事業者:フレコンバッグに入ってくるものもあります。大半は裸です。その都度、覆土をかけまして、ここに書いてある最終的な仕上げは、およそ3メートルゴミを埋め立てます。その後最終的にシートをかけてまた覆土をかけるという形でございます。

委員:ゼオライトの厚さは?

事業者:ゼオライトは何cmというところでしょうか、色々と模索しながらやっているので、他の状況も確認しながらやっているんですが、何cmとかという厚さではございません。

委員:具体的に、また、あとで教えて下さい。

- 委員:見逃していたところもあるのですが、A3の13ページのところで左上の観測井戸のところで、値が少ないから気にしていなかったのですが、今日の資料で8番のところで焼却灰が徐々に増えていって、それでダイオキシンの観測井戸のダイオキシンが徐々に増えていっているので、こういうところも焼却灰が増えていってるのと相関しているので、こういうところも見せていって頂きたいと思います。焼却灰が増えていくとすぐに観測井戸のダイオキシン濃度がすぐには増えないと思いますけれど、あまり焼却灰を増やしていくと、一方的に増えていくと大変なことになりますので、しっかりとモニタリングしていただきたいと思います。
- 委員:もう一つ確認も含めて、観測井戸の1番から4番まで、これは敷地の中にあるのですか、(外です。)観測井戸、そういう定義はやめて頂きたい。事業敷地の中ですべて事が終わるようにして頂きたい。それは万が一、この敷地から何らかの不具合で、ことが起こった時自分の敷地の中で修理が完結できるように、そのための観測井戸であると定義づけて頂きたい。したがって観測井戸から外側に、自社の敷地の外にあるということは事が起こった時に、他の敷地にはご迷惑はかけないと、そういう定義で、観測井戸を設定していただきたいと思います。

では、本日の段階では出尽くしたと思います。又資料を精査することとして、本日は 終了と致します。

#### 【審議結果】

再審議となった。

(2) 株式会社ディスポーサルプラントの産業廃棄物最終処分場(安定型)設置計画 について

#### [事業者説明後]

- 委員:私の方からお伺いします。漏水の話ですが、事業範囲から出ていくのに11.6日かかる、で、その事故に対する準備の期間が3日くらいだろうと、で、残りの8日間くらいでどうやったら止まるのですかね。
- 事業者:正直言いまして、西側と北側、当初流れていくと想定していた方向に関しまして は観測井戸で検知してから 20 日くらいはかかりそうですのでもうちょっと余裕があり

ます。ただ南側は多少安全は見ておりますけれど 10 日くらいで計画地から出ていくという事になりますが、これは計画地で完結させなさいという原則からすれば問題かもしれませんが、南側は計画地は尾根の上にあります。そこで掘ってという事ですので、実際に湧水はそこからもう少し下まで行かないと出てこないという事で、計画地から南に 50 mくらいは計画地ではありませんけども事業者の所有地になっておりまして、この 50m から外れたあたりが湧水の地点という事になりますので、いってみれば事業者の用地の中であわてて穴を掘ってそこから揚水するというやり方になるのではないか。そうすると時間的にはもう少し、検知してから 3 日 4 日でやっつけるという事で、少なくとも処分場の上に水が入らないよう遮水シートをかけるというのはすぐできるのではないかと。一旦汚染されたであろう水が外に影響を及ぼすまでの時間はそれで何とか稼げるのではないかと考えております。

委 員:もう一度お伺いいたしますが、○○さんはそういうような事業を行った経験はありますでしょうか。

事業者:そういった事業というのは、汲み出す事業という事ですか。

委員:漏水が起こった場合の修復事業ですね。

事業者:全くそういうケースの事業というのは正直ありません。

委 員:私が関係した範囲内ではですね、1 カ月 2 カ月どころではない、何年もかかっている。その間にこの事柄の水がどこまでいくのか、そのことを考えるとぞっとする、この事業計画では。いかがでしょうか。

事業者:基本的には安定型ですから変なものは入ってこない、入口で防ぐというのが大前提だと思いますので、その部分は今事業計画でいろんなやり方をやりますという事を言っていますけれども、それ以外に入口で対処する方法があれば、それ以外の方法も少し集めてやっていくという事は当然だと思います。とにかく入口で阻止するというのが第一だと思います。実際に一日当たり入ってくる廃棄物の量はダンプ10台強です。そこで実際悪さする可能性があるのは、廃棄物そのものなら大体見てわかる話ですから、自社物の中で見逃しているようなものが入ってくるという可能性は否定できないと思いますが、これは今の状態だと月に二回、二年経過後も月一回は事業場の中でチェックするという事になりますので、そもそも対応に後れを取るという事はないだろうという事でいうと、そもそも汚染物質が入ってきて何年も、まあ一旦汚染されたら大変な事になるだろうという事はわかりますけども、一回の汚染がそんな大変な規模になる事はないだろうと思っております。

委員:今のいであさんのご説明のとおり、私もそれを望むわけですね。それからもうひとつ、事業区域範囲内で完結させる、修復が完了するという事ですのでね、まだ当初の所有地までことを拡大するという考え方をお持ちになられているというのは、そういう意味では若干理解しづらいですね。

事業者:もし本当にとんでもない事になったとしてもその位の対応はできますという事を申し上げたかったのですけども、ちょっと言い方が悪かったかもしれません。

委員:事業区域の外は他人の区域、他人の所有地だと、こういう考え方を最初から最後

までやはりつらぬいてほしい。そうでなければ、事業としては先に進めないと思います。 事業者:わかりました。

委員:いくつかございますので宜しく御回答の方お願いします。まず、廃棄物のせん断抵抗角の考え方、設定の仕方なんですけど、ちょっと 35°では大きいねと、こういう事において最終的に勾配を 1:2.2 にして比較して、その時せん断抵抗が 31 度になって所要の安全率が確保できましたという事なんですけども、何かこう、うがった見方かもしれませんけども、安全のための条件として考えていった時、勾配がまずあって、その勾配を満たすような形でいくつのせん断抵抗角があれば安全率が満足されますよというように受け止められるようなお話なんですね、これはやっぱり本来こういうものを考える時に、別な意味で斜面の勾配に対して規制があるのであれば話は別ですけども、基本的には物性から類推されるものが本来的な意味合いで、ここのところがどうもひとつ曖昧です。文章を読んでいてですね、なんでこんなように数字を取るのか、その根拠づけをきっちりお持ちになるべきではないかなと思います。

それから、1:2.2 にした結果においてもそうなんですけど、側線で言うと 1-1 断面ですか、その法尻に雨水調整池がございますよね、地山に対する切土という事で、こういうものをお作りになろうかと思うんですが、かなり勾配として上流にあるものと不整合というようなところがございます。やっぱりこのあたりの安全性はどうなんだ、というような気もいたしますし、さらに雨水の調整池に対する特に地震時の、滑り出しに対する安全性というものはきちっと計算して吟味されていらっしゃるのか、という点がひとつ気になるところであります。さらにもう一点ですけれども、今の瀧 委員の話に対するいであさんのご回答からすると、まさに門前払いになるかもしれませんけども、例の平均地下水位と廃棄物層の接触の可能性、ここにも書いてありますけども、およそ一年間のデータの中において廃棄物層と地下水の接触はないんだという事をおっしゃっている。で、一方においてこの廃棄物処分場の考え方として周辺に対する配慮というものを第一義的にお考えになってらっしゃるというところの問題ですね、どうも私この平均水位と廃棄物層の接触の可能性、いまひとつ吟味されてもよろしいのかなと、いう気がします。

事業者:まず一番目の廃棄物のせん断抵抗角と安全率の関係ですけども、いろんな文献を調べましても、安定型の廃棄物の物性というものが明確に、どういうものを埋めたらどうなるかという事が分からなかったものですから、一番低い数値、せん断抵抗角 31 度、粘着力 0 を採用したという事で検討致しました。二番目の雨水調整池ですけども、この辺は一応土として安定計算を行ってますけども、実際は設置許可申請書にはこの調整池の周りはふとんかごで作るような構造になっています。計算上は土で検討してあります。三点目の廃棄物層と地下水という事ですけども、これにつきましてはまさに先生がおっしゃったように過去一年間の地下水位の変動を見てこれなら確保できるというような事を申し上げていたところですが、地下水位自体の今後のチェックは続けておきますし、以前お出しした中でも最高水位というのは前回、前々回の時にご報告したと思いますが、井戸が結構平坦なところにあって、そこにドカッと雨が降ると水が入ってきてそれで水

位が上がるというような状況のものが最大水位として出てきてるという事がありまして、 今排水路の整備等々でそこにそういう格好で入ってくるという状況にはしておりません ので、以前出していた最高水位自体がかなりイレギュラーなものであったと判断してお ります。今後もとにかく地下水の変動という事につきましてはしっかり抑えていきなが ら今ご指摘があった懸念についてお答えできるようなデータにはしていきたいと思いま す。

- 委員:水質の監視をしていきますと言うあたりの話ですけども、ひとつはヒメダカについて、なぜ書いてきているのか。バイオアッセイという言葉を使わないというのはどういう意味なのか。単に作業員が心を和ませるためにヒメダカを飼うのか。飼うのなら飼うで目的があると思いますよね。目的がないのなら書かなければいいと思うのですが。
- 事業者:目的がないといいますか、要するにバイオアッセイという言い方をしてしまいますと、毒性がどうこうという話になってきますので、そこまでのことはやりませんという事でありまして、ヒメダカを飼う目的というのは言ってみればホームページ上に載せるというところで対住民、あるいは本人たちで大丈夫だね、という形がひとつと、もうひとつは地元の方に対してこの水で飼っていても生きているよというような所をお見せしたいというぐらいの趣旨です。あえてここに書く話かと言われればそうかもしれませんが。
- 委員:科学的に利用して何かを引き出そうという意味ではなく、それだけの意図を載せ るほどの自信がなければ書かなければというコメントです。それから水質など非常に多 くの項目について一番頻度が多くて月に2回ですかね、あと月1回と年4回があると、 そういう思想で重要な時にはきめ細かくという思想は読めるんですけども、これだけの 測定をするのもなかなか費用として大変だろうと思うのですが、そういった結果をみて 眺めて何かアクションを起こすというそのあたりのことがあまり、水質をこういう計画 でこういう項目について測定しますというそのあたりのボリュームに比べて、異常を検 知した時にこのようにしますというのが、例えば水質管理計画書をみると 16 ページ、こ のあたりの書き込みじゃないかなと思うんですけど、3)の「汚染状態が確認された場合 には」ですが、汚染状態が確認されたという事実が何を持って確認したというのか、4) の万一汚染が発生した場合ですが、言葉としては書いているなと思えなくもないのです が、具体的に汚染状態があるだろう、ないだろうというのが基準を超える超えないとい う事で言うんでしょうかね、まあこの種のアクションを取る時は過去の例などをみると、 下記の基準の 1/2 とかですね、そういった事で順番にアクションを取っていくみたいな 考え方がある、でそれを採用するかどうかは自由だと思うのですが、そういったところ がなんとなく曖昧に感じるんですね。で、16ページに周辺の住民に対する周知だとかコ ミュニケーションですね、この辺も「事故発生の恐れがある場合」となっていますが、 これはどういう場合を指すのだろうか、ちょっとこのあたりのところモニタリングをや るという意気込みはいいとしてもその後が続いていないという印象を非常に受けるんで す。ですからその辺はもう少し科学的にしっかりと計画考え方を一本筋を通ったものが 示せていないように思えますので、お尋ねします。

もうひとつ水ではないんですけど、水の方は関心が高いので非常に意識的に書き込んであるんですが、粉塵の舞いあがりとかそういったあたりはどこかに書いてあるんですか? 管理計画書をみてもあまりそれらしく見えるところがないんですね。要するに水以外のところですね、むしろ安定型ではそのあたりがまずあるんじゃないかなと言うふうに思います。

- 事業者:ヒメダカにつきましては今ご指摘頂いたとおり、まあ飼っておく意味合いも先ほど私が申し上げた程度のことを考えておりますので、科学的にどうこうという話ではないという事で、この中からは削除させて頂きたいと思います。それからモニタリングの後、それを対策に反映させるための判断基準というところでありますが、ご指摘のとおりでありまして、基準と書こうか基準の1/2と書こうか、通常の範囲を大幅に逸脱した時と書こうかずいぶん悩ましかったのですけど、どうすれば早期に異状を検知できるかというところで、監視計画の方にばかり頭が行っておりまして、最後の対応の部分は今ご指摘があったとおりかなり曖昧といいますか、基準がはっきりしていない所もございますので、これにつきましてはこういう判断基準でこういう対策を講じますというところは追加したいと思います。
- 委 員:ちょっとお話しさせて頂きます。書き方ではなく、実際にできるという事をベースにして書かないといけない、ですから 1/2 にするとか 1 にするとかですね、それは鉛筆をなめる話であって、ちょっとそのあたりは不穏当だと思いますよ。
- 事業者:申し訳ございません。今現在の数字自体がほとんどあそこの地下水はこのような項目については定量限界、検出限界以下の数字で推移しています。それに対してここでどういう数字が達成できるのかという所は、廃棄物の溶出試験なりなんなりを行って地下水の環境基準をクリアできるのかどうかという事をチェックしたうえで、その記載をしていきたいと思います。
- 委 員:そのあたりの書き方というのは、実際に実施する事業者の技量をベースにして書いていかないといけない。そのあたりをしっかり考えて書いて頂きたいと思いますね。
- 事業者:はい、わかりました。それなりの根拠を持って実際の廃棄物の状況を含めて少し 実験的な事もやった上で、記載していきます。できる事記載するという事で記載したい と思います。

粉塵につきましては、今日資料を持ってきていないんですけども、設置許可申請書の生活環境影響調査の予測評価の中で、対策としまして散水をするとか、そういった記載はしてあります。それ以上どうするかという事はありますけども、一応今は散水で対処していこうと考えております。

委員:事業者の回答のその3ですけれど、事故時の処理と、緊急連絡先の組織図、廃棄物搬入及び埋立てに関する管理計画書の19ページと20ページにそのような事が書いてあるんですが、こういうことが書いてあるわけですけども、中身が書いていないというか、心が書いていないというか、そういう事なんですね。別に今の段階で電話番号を入れるという事ではなくて、連絡体制の組織図で、誰がどのような事をやるのかという事ですね、そのような事をわかりやすくしてほしいんです。この連絡図ですと、縦割りと

いうんですか、それぞれが何をするのかが分からないんです。対策責任者、副責任者、総責任者と書いてあるだけで、誰がどのような事をするのかがわからないですね。それからもうひとつは20ページにありますよね、管理計画書の案が。組織図みたいなものがあるわけですけれど、例えば20ページの図の一番下側に、事故災害発見者が管理責任者に連絡をする、それで今度は外部にいろいろ通報というか連絡しなくてはいけないんですが、誰がどこに連絡をするのかが分からないんですね。きっと管理責任者が連絡をするのかもしれませんけれど、それから市とか警察署とかいろいろ書いてあるんですけど、そこのどこに連絡をするのかどうか、まあ現在の段階ではこんな程度というのも理解できるんですが、もうちょっと具体的に記述してほしいという意味で連絡先、電話番号等を明確にしてくださいと指摘した、そういう趣旨なんです。単に電話番号を入れるという趣旨ではないんです。質問の仕方が悪いのかもしれませんが、もう少し考えて頂きたいと思います。

次にその3の回答書の6ページ目ですね、その4)ですけどね、展開検査所で行う簡易検査の内容及び廃棄物の処理方法という事で、簡易検査が書かれている、それは結構ですが、下から2行目ですね、廃棄物を水により洗浄後、その水をPH計、電気伝導度計によって付着物の状態、COD, BOD, pH等を簡易的に把握するというふうにしましたという事なんですね。で、本当にそういった事をそれぞれやられるのかどうかという事と、もうひとつはpH計を用いてpHというのはわかりますけれども、pH計と電気伝導度計によってCODやBODの評価はできるんですか。これちょっとおかしいんじゃないですか、という事です。よく考えて実際に運用というか、現場のことを考えて記載して頂ければと思うんです。

それから最後の6ページ目の5)、様式2の8ですけども、この管理計画書の12ページになりますでしょうか、そこで注意というふうにしてありますよね。それで例えば変更後でもいいですけど、「あなたの搬入された廃棄物は下記の理由により注意します。このような状態で持ち込まれた場合には返却する事があります」とありますけど、「下記の理由」というのもよくわからないところがあるんですが、そういうものは本来受け入れてはいけないんじゃないですか。それとも注意するけども受け入れる基準に合っているという事なんでしょうか。私がぱっと見た感じでは、このような状態で持ち込まれたものというのはよろしくないものですけども、それを今回はそのまま受け入れるけども次回からは相手を説得するというか、そういう事なんでしょうかね。ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですよ。展開検査とか色々で基準に合ってないものは返却なんですよね。返却したうえでこういうものはいけませんよと、そういう事じゃないでしょうか。これはだから、よく現場を考えられて回答された方がいいと思うんですね。私の意見は以上です。

事業者:まず、緊急時の対応でございますが、基本的には営業本部長というものがおりまして、廃棄物の総括責任者になるんですが、この廃棄物の責任者がまず第一報を受け取ると。当然ながら発見者は私共の社員でございまして、処分場の職員でございます。その人間が速やかに廃棄物の本部長に連絡して指示を仰ぐと。で、副責任者となっていま

すのが、事実上廃棄物の許可申請における有資格者という事で、どの資格書も持ってい る人間です。これが事実上の技術的な基準を全部やっている技術部長になっております が、この人間が判断をして、しかるべく県、あるいはその他の関係先に連絡をするよう になっております。なぜこの携帯電話をというような形を先生にご説明申し上げますの は、我々の処分場は広いと。発見者がゆっくりかまえてやるという事ではなくて、何か 原因が発生した、おかしいという場合には、わが社の基準ではすぐさま本部長の方に電 話をする。あるいは副責任者である安全管理者に、処分場管理者に連絡をする。その下 に処分場長というのが私共にはおりまして、この処分場長が近隣の人たちには連絡を取 る、とこのような体制を整えております。したがって、電話番号だけの問題ではなくて、 私共平成3年から許可を頂きまして、8年まで埋立をしておりますが、その後埋立をし ておりませんので、ある面では先生のおっしゃった空回りな部分がある事は否めません ので、今後もう少しきめ細かく実際に合わせてやりたいと思っております。各関係者へ の連絡先、これは当然ながらまず最初に廃棄物指導課に連絡をするという連絡体制を整 えております。その他、許可に携わる木更津市、市原市の関係局というのは決まってお りまして、私共は一年に1度くらい今までも継続して打ち合わせしてまいりました。そ の中の事故対策時の中に、林道の使用規定というのがございまして、この林道の使用規 定を併せて、災害前にはどうしてどのようにするのかと、細かく対応をしております。 それが実際このような形の中に生かされているかという事は先生の意見を今日伺いまし て、その辺をもう少し変えていきたいと思っております。

それで二番目のご質問のところでBOD、CODと書いておりますがこれは全くのミスと言いますか間違いでございまして、電気伝導度計を設置しておけば、少なくとも人為的な汚染であれば変なものが入ってきたという位の推測はできるだろうという事で電気伝導度計を設置するというという、施設の中にそういうものが入ってくれば検知できるだろうというのが、電気伝導度計の設置の目的でありまして、この記述のBOD、CODというのは完全に間違いです。

あと、展開検査報告書の注意についてなんですけど、これどういう意味で書いたかと言いますと、例えば今までの例ですと、トラックで運んでくる時に水が垂れていたとか、基本的には大きさが  $30\,\mathrm{c}$  m以下と言う風に全部なっているんですけど、たまに  $50\,\mathrm{c}$  mとか  $60\,\mathrm{c}$  mなどの大きいのが入ってきたという事で、そういう時は注意して次からはそういう形で対応して下さいと言う形で、注意で受け取るという形での注意という項目を付けました。

委員:では順番に、まず社長さんからの話(緊急連絡について)ですが、お話しいただいた内容を具体的に文章にして下さい。つまりこれだと、事故が起きました。私はなにやら対策責任者だけど、私何をするんでしょうね、とわからなくなるんですね。ですからそれぞれの責任者の役割分担をきちんと書いて頂かないと、実際に事故が起きた時にどういう責任をその方が持つのかわかる文書を書いて下さい。場内のことについても、外部についても、もう少しわかりやすく。それから最後の方ですか、注意されると、そしたら下記の理由により注意しますという、いわゆる注意する内容と言いましょうかね、

それと受け入れちゃいけないものというか、それを書いて頂かないと。何か悪いものが 入ってきたのに注意しただけで受け入れるのかと、と私は受け止めました。

事業者:ここについては書き方が悪かったと思います。

委 員:はい、ですからどんな場合にはいけませんよというか、受け入れてはだめとか、 そういうことも含めて具体的に書いて下さい。

委員:質問ですが、水管理計画書(改訂版)の4ページ目のところで表がありますね、 観測井戸の分析結果の。これは単位は何ですかね。単位は全部同じですか、mg/lとか。 事業者:これは全て mg/l です、すいません。

委員:他の先生方は主にこういう管理の仕方とかいう事をかなりお聞きしているようなん ですけども、ちょっと私は住民の方々からの反対なども非常に多いので、住民の立場から、 まあ私は住民の立場になる事はできないかもしれませんが、こういう表をみると既に今の 時点で少しですけども、まあちゃんとデータを改ざんせずに報告してくれたのはありがた い事ですが、鉛が出ていますよね、今の時点で。で、こういうものをみると住民の立場か らしたら多分これから、セシウムの問題も東日本では非常に皆さん心配しているわけで、 入ってくると当然これ、10年 20年の単位だとやっぱり増えてくるんじゃないかと思うと 思うんですよ。今まで基準の話はありましたが、この辺は配慮しないと、勿論基準を守る のは法律ですから最低限やらないといけない事なんですが、やはりその、どういう時に報 告するという話、そういうことはどこの処分場の方も出しているんですから、それはどう してかというとやはり住民の方の感情なり、そういうものに合わせていると思うんですね。 で、こちらの方もうひとつの資料、事業者回答書その4の水管理計画の中で、下流域住民 という事で1ページ最初のページに1か月に1回以上文書またはメールでの連絡あるい は通知をする約定をしておりますとありますが、実際にこういうコミュニケーションを図 っておられるんですか。で、住民の方々の、ある程度そういう、理解と言いますか、そう いうものは得られているという風に取られているんですかね。

事業者:私共は事前協議の18年当時、協定書というものを作りまして、すなわち設置に承諾して頂けますか、という事でお願いをしまして承諾を頂きまして、それによって全体面では承諾をしたんだけども、具体的にはどんなことが心配だという事で、心配する項目を出して頂きまして、それに基づいて、環境保全生活協定というものを結びました。生活に直結する、すなわち水とか塵灰とか、あるいは騒音とか振動とか、そういうものを含めて約8項目について全て住民さんと協定書を結びました。それに基づいて、井戸の水を3カ月に1回ずつ3ヶ所を分析すると、それは水道法の10項目というような形で約束したと。それから処分場内におきましては、観測井戸、特に下流側の観測井戸の数値を1か月に1回出して下さいという事で、足掛け4年、5年という長きにわたって全て分析しております。その中で当然疑問に思う事がございますので、その際は、こういう疑問が出てきたよという事で、木更津環境通信というひとつの通信手段を使いまして、ご連絡をしております。

委 員:ホームページですか?

事業者:ホームページではなくて、別紙の文章と同じようなものを作っております。で、

今先生が反対というような形で、昔ですね、対策協議会というのが別に、半径 10 k m以内に作られた反対組織があるんです。で、その人たちに、はっきり言いまして説明するために作ったのが、木更津Q&A通信という形で作りまして、質問頂いたものにだけ回答していると。ただ市野々部落は、私共が設置する、一番近い自治体という事で、この環境通信という文書を作りまして、今月こういう事でした、なんら問題ありませんよと。で、例えばその中で特筆する事がある、例えば何かが増えちゃったと、あるいは大腸菌が増えたという事もございまして、その際は連絡をしました。そうしたらなんでこんな多くなったのと言うから、これは測定ミスかどうかはわからないんですけど、来月まで待ってて下さいと、数値が下がるはずですといいますと下がったと。じゃあ安心されると。で、こういう会話の中で一カ月に一回報告会を開いておりまして、これは役員さんだけでございますが、1年に1回、住民の皆様に集まって頂いて、その中で報告会という事を過去毎年一回ずつやらせて頂いております。それで私共は理解を頂いておるというふうに思っております。

委員:私が住民だったら、こんな風に鉛が増えているのを見たら嫌ですと思いますけども、その辺はちょっと、放射性セシウムもこういうことで検査されると書いてありますが、住民の立場からするとやっぱりまだ不安が非常に大きいと言わざるを得ない所であります。はやりこれは、内陸の方ですし、水源涵養林でもありますし、一旦漏れてしまって、まあ対処しますとありますが、対処しようがないんですね、漏れ出したら。それで他の先生からもありましたけれど、お話を聞いてると、そこのところをすごくきつくやっていくというのが感じられないんですね。厳密に、長期にわたってやっていくというのではなくて、大体この位やっておこうと、さじ加減を常に適当なところ、最大利益のところを求めているように聞こえるので、ちょっと私が住民でしたら、反対運動の中に入りたいという気持ちがします。感情的なコメントで申し訳ないですけれど。あとちょっと細かいところですけど、通知またはご連絡する情報内容についていろいろ書いてありますけど、こういうものはもう出されているんですか。あと2番目の(2)の「市野々地区の各位様」、様はいらないですね、各位とある時は。それと皆様とついて各位というのは。細かい事ですけど。

事業者:今鉛の話で、気になるという話をされましたけども、この4ページの表でいうところの上の方の No.2 の観測井戸というのは今の既設の廃棄物処分場の影響を全く受けていない所です。で、これ、検出感度がいいのでここまで出てますけども、基準値と比べると相当低い値になります。で、下流側の観測井戸というのは、今の既設の処分場の影響を受けているかなというところでございまして、これは推測ですけども、鉛の場合には粉塵だとか水の中に入り込むと簡単に鉛が出てきますので、私は鉛がこの井戸で数字が出たという事は汚染だのどうのという話とは全く関係のない話だという風に理解しております。

委員: 例えばこういう結果を住民の方がこれだけ見せられると、やはり数字が出ているのでこれから上がっていくんじゃないかと思うんですね。今おっしゃっているのは基準に比べるとずっと低いから、というのではなくてですね、私が申し上げているのは住民

側の立場だったらという事で申し上げているんです。もし私がディスポーサル・プラントさんの社員だったら、これはですね、こういうのは全国にこれだけあるんですというね、それで鉛はこれだけ出ている、六価クロムが出ている事だってある、勿論日本だってヒ素もありますよ、そういうところでも使っている事があって、長年出てて健康被害は全く出ていませんと、だからここの井戸の値というのはその中でも全く問題のないレベルにありますと。ただ問題ないといわれても住民は納得しないですよ。そういうやり方が必要だと思います。

- 事業者:住民にご理解いただく手法として、例えばここの川の水はこうでしたとか、ここの井戸水はこうですとか、極端な話、名水 100 選に選ばれているところではこの位でていますとかいうような数値があるならば、それと対比して住民の方に安心して頂くというデータの提示の仕方というのは、今先生のお話が参考になりましたので、そのような対応をしていきたいと思います。
- 委員:特に住民の方にとっては、ディスポーサル・プラントさんはここの処分場の地元ではないですからね。そうではなく、うちの社員が何人もここに住んでいますとなれば非常に大きいと思いますよ。でも非常に離れたところで、これからずっと、万が一流出した時は住民の方としては苦しまなくてはいけないわけですね。そういうことを払拭する、あるいは長期にわたってきっちりやっていくんですよというのが非常に明確に示されないと、先程の管理の話もそうですけども、そういうところが非常に大切だと思います。
- 事業者:私共は先生からご指摘頂いた、住民さんにはグラフ化をして、過去のデータでなるべくこうだと、大腸菌はこの位だというグラフを作りまして、それでご説明をして、それの上限が基準値がこうだから大丈夫ですよと言う説明を終始した事は認めます。しかしながら、これは確かに基準値はないかもしれないけども、他と比べたらこうだと、だからもうちょっと心配ないような形をどういうふうに説明するのがいいのか、その辺を検討させて頂いて、課題とさせて頂きます。私共は今までグラフ化して、まあ案の定基準値に入っているから大丈夫だよというような事が確かにございました。それをもうちょっと心の入ったというのが大切であれば、それを検討させて頂いて、生かしたいと思っております。
- 委員:心というとおかしいですけど、長期にわたって、ディスポーサル・プラントさんという会社がなくなっても、なくなったら誰もやってくれないじゃないかと、そういう事になると思うんですよ。ですから今セシウムの問題も出ていますからね、非常に長期にわたってどうなのかという安心、そういうものが必要だと思います。単に信用とかそういう事ではなくて、非常に長期のスパンでですね。

事業者:ありがとうございました。

委員:事業者回答書のその5なんですけどね、放射性物質に対する対応についてのところですね、その事業者回答の3番目、「線量計を常備して」これは結構なんですけど、「放射性物質を含む可能性のある廃棄物については線量測定します」とありますが、一応安定5品目を埋立てられますよね。放射性物質が入っているかどうかは目に見えませんけ

れど、可能性のある廃棄物というのはどういう判断基準で行われるのですか、それとも 全量測定するんですか。具体的なやり方を教えて下さい。

事業者:明らかに廃棄物の出元が分かっているもので、元の方で線量測定なりなんなりで きているものは、やらなくてもいいかなという判断をしました。

委員:という事は、契約時にそういったものを全部求められるという事ですか。

事業者:少なくともここのがれきですよというのがわかっていて、そのがれきが例えば千葉県のどこそこのがれきですよという事であるならば、そこで1回2回線量測定をしておけば、これから先それが増えていくという事はまずあり得ないだろうという判断をしてこういう書き方をしたんですけども、線量自体別に規格というわけでもでもありませんので、合わないものは測定するという事で基本的には考えます。

委 員:具体的に書いて頂かないと、どの場合に測定してどの場合に測定しないのか分からないんですよね。宜しくお願いします。

委 員:大体一日 10 台でしたよね。10 台だったらいくらでも測定できますよね、全量測定でもよろしいんじゃないですか。

事業者:はい。

委 員:他に何かございますでしょうか。よろしいですか。では大体皆様の質問、ご意見 が出尽くしたようですので、本日はこのあたりで終了したいと思います。

#### 【審議結果】

再審議となった。